

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

大館市は、これまで、歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存・活用に取り組んできた。

今後、大館市固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る（歴史まちづくり法第12条）

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られたもの（民間が所有する物件にあたっては、当該建造物の所有者が、今後適切な維持管理をする意向をもってしていることを確認する。）を前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

また、重点区域において、歴史的建造物の調査を行い、随時追加指定を図るものとする。

【指定対象の要件】

- ① 秋田県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ② 大館市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ④ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至った場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除する。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、秋田県や大館市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持管理を行う。またそれ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致の形成建造物の積極的な公開・活用を図る。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

① 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

② 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

③ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項及び同法施行例第3条第1項に基づき、届出が不要な行為については、以下の場合とする。

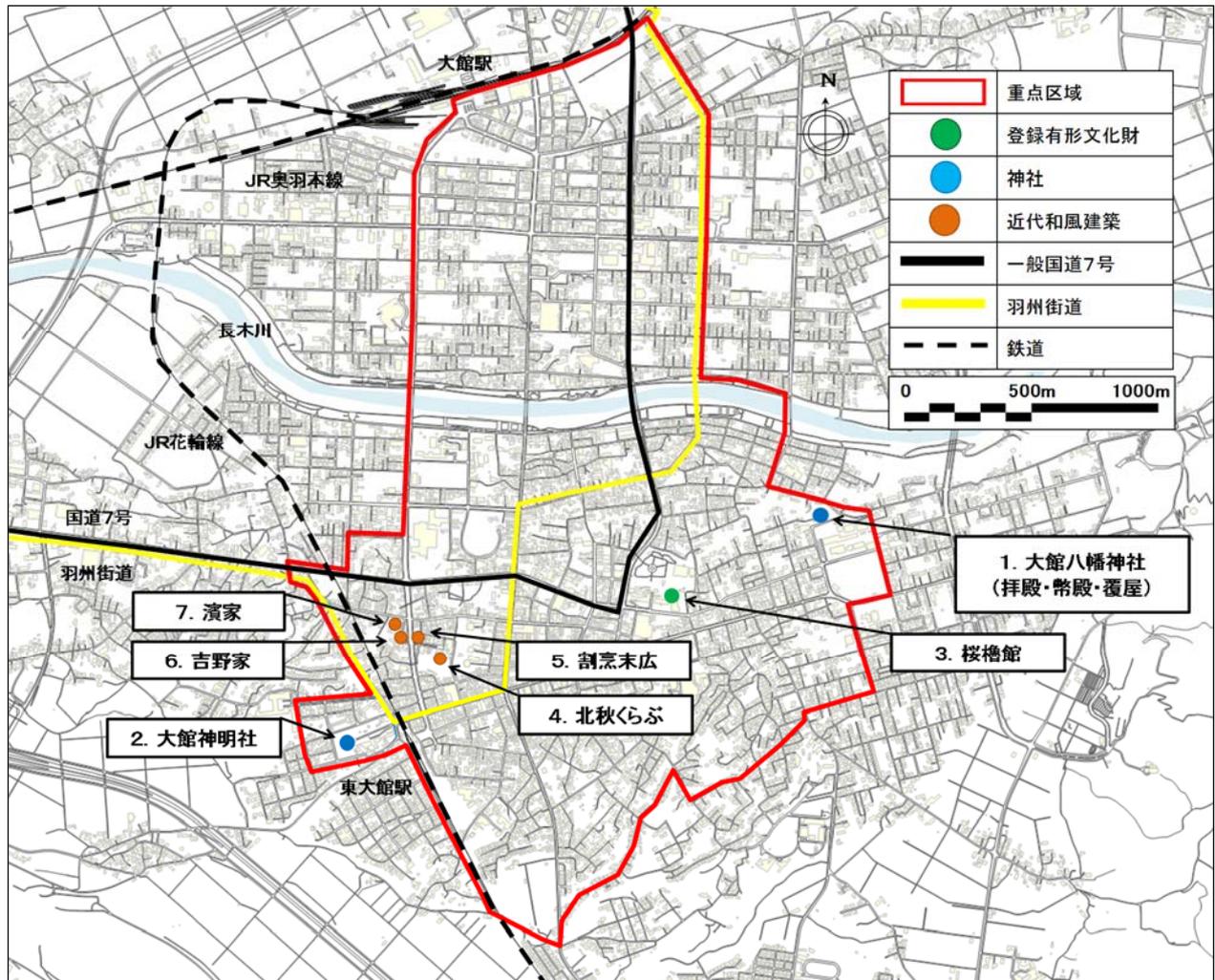
- ① 秋田県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定重要文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ② 大館市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第13条に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No	名称	写真	所在地	所有者	備考
1	大館八幡神社 (拝殿、幣殿、覆屋)		八幡 1	宗教法人	築年：昭和 30 年 代
2	大館神明社		中神明町 1-5	宗教法人	築年：明治 9 年
3	桜櫓館 (登録有形文化財)		中城 13-3	個人	築年：昭和 8 年
4	北秋くらぶ		幸町 15-6	個人	築年：大正 11 年
5	割烹末広		幸町 12-25	個人	築年：昭和 9 年
6	吉野家		幸町 12-10	個人	築年：昭和 9 年

No.	名称	写真	所在地	所有者	備考
7	濱家		幸町 11-61	個人	築年：昭和初期



歴史的風致形成建造物の指定候補位置図